

平成 29 年 保育関係職員労働組合 賃金労働条件確定要求および回答

要 求 事 項	回 答
<p>1. 労使交渉について</p> <p>(1) 勤務労働条件に係わる変更については、いかなる場合においても労使交渉を行い、労使合意の上実施すること。</p> <p>(2) 地方公務員法及び地方自治法一部改正に伴う任用方法や勤務労働条件の変更については、十分な労使交渉、協議をすること。</p>	<p>1.</p> <p>(1) 勤務労働条件に係わる変更に関しては地方公務員法の趣旨を踏まえた上で、十分な協議を行っていく。</p> <p>(2) 十分な協議を行っていく。</p>
<p>2. 人員について</p> <p>(1) 安定した職場にするためにも全職種の正規職員を採用すること。また、任期付短時間調理員の定員枠を拡充すること。</p> <p>(2) 任期付短時間調理員の勤務を要しない日は、全園で適切な人員配置を行い、職場に支障がでないようにすること。</p>	<p>2.</p> <p>(1) 今後の市立保育園の運営方針を踏まえて検討していく。なお、現在調理員については常勤の正規職員の採用は行わない方針となっている。</p> <p>(2) 引き続き適切な人員配置を行い、職場に支障がでないよう努めていく。</p>
<p>3. 賃金改善について</p> <p>保育職場の現状を踏まえ、全職種の賃金を上げること。</p>	<p>3.</p> <p>定数外職員の賃金単価については、正規職員の給料表を基本に近隣市および市場の単価を参考に決定していく。</p>
<p>4. 制度改善について</p> <p>(1) 2017 年 10 月 1 日施行の育児・介護休業法改正に合わせた見直しを確実に行うこと。</p> <p>(2) 健康診断について、一週間の勤務時間が 20 時間以上の職員に実施すること。</p>	<p>4.</p> <p>(1) 12 月議会への上程に向けて準備を進めている。</p> <p>(2) 現行どおり、一般健康診断は、採用期間が一年以上であることが見込まれ、一週間の勤務時間が、正規職員の一週間の所定労働時間の四分の三以上である者に対し実施していく。</p>